



配水池築造工事の基礎工事（水道配水場）

会 例 定

12月10日～19日

- ・令和元年度補正予算を承認
- ・水道工事費の一部変更を承認
- ・固定資産税の前納報奨金制度廃止

令和元年第4回定例会は、12月10日から19日までの10日間の会期で開かれました。教育長の任命同意を求める人事案件、2743万円を追加する令和元年度一般会計補正予算など16議案を議決しました。

また、令和2年4月より、臨時・非常勤職員が会計年度任用職員に移行されます。条例の一部改正により、固定資産税の前納報奨金制度が廃止されます。

条例改正・補正予算等を可決

本定例会に提案された議案は、国民健康保険特別会計補正予算、後期高齢者医療特別会計補正予算、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定（会計年度任用職員制度の創設に伴う、

会計年度任用職員に関する事項を見直すため町の関係条例の整備）、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正、人事院勧告に基づく職員の給与に関する条例、議員報酬や特別職職員の給与に関する条例の一部改正、水道給水条例の一部改正などを審議しました。

また、地方自治法第180条の規定による専決処分報告と、岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び本組合同約変更に関して協議をしました。

条例関係、補正予算案は常任委員会に付託され、審査の上、最終日に原案どおり全会一致で可決しました。